

『蜻蛉日記』中巻に見られる「新邸」は

果たして「東三条殿」か

遠山佳永

この日記の中巻安和三(天禄元)年三月条に見られる新邸を「東三条殿」のことだと思つて読んで来たが、東三条殿について調べてみるとはたして天禄元(九七〇)年前後に兼家がすでに東三条邸を所有していたかどうかという疑問にぶつかった。

『蜻蛉日記解釈大成』の「新しき所造る」の語釈を見ると、東二条の法興院造営とみる説をとつているものゝ日本古典文学大系』へ蜻蛉日記の探求』へ全講蜻蛉日記』がある。『蜻蛉日記講義』へかげろふの日記新釈』へ蜻蛉日記新注』へ日本古典文学全集』へかげろふ日記全評解』へ対訳日本古典新書』へ新潮日本古典集成』へ東三条殿とみている。『全注釈』では法興院の造営とみる説もあるようだが、それは兼家の晩年のことである、と書いている。『皇年代略記』でも三条帝の生まれた場所が東三条殿と書かれているが、そのまま信じると三条帝の誕生は貞元元(九七六)年一月三日のことなので、それ以前に兼家が東三条殿を所有していたことになる。

角田文衛氏は『王朝の映像 平安時代史の研究』(1687)の「道綱母と時姫の邸宅」という論文中で、『栄花物語 巻第二花山たづぬる中納言』の兼家の呼ばれ方から新邸は東三条殿のことで、おそらくその推定は誤りではなく、兼家は安和元年か二年頃、実頼から譲り受けた

らしい、と見ている。ちなみに同巻で「九条殿の三郎君はこの頃東三条の右大将大納言など聞こゆ」とあるのは天延元(九七三)年頃の記事中である。

しかし太田静六氏の『寝殿造の研究』(1987)によれば、『日本紀略』の円融帝貞元二年四月十九日に「太政大臣東三条第」という記述があり、当時の太政大臣は兼通であつて、兼家よりも先に兄兼通の所有となり、その兼通よりも兼家の方が長生したために東三条殿も兼家の所有するところとなつた、と書いている。その『日本紀略』の記述どおりならば、『蜻蛉日記』中巻に見られる新邸はもちろん東三条殿ではなくなつてくる。角田文衛氏はこの『日本紀略』の記事は誤記であつて、東三条殿は兼通の領有に帰したことはないともみている。たしかに後代の編纂物である『日本紀略』には年代を誤つた記事が紛れ込んでいる例がないではないのである。しかしながら、兼家が太政大臣となつたのはこれより十二年後の永延三(九八九)年一月二〇日のことであつて、翌永祚二年五月五日には辞しているから、その四月の記事の竊とみる、ということであろうか。兼通は『日本紀略』の問題の記事の年十一月八日に薨じているから、それ以後、東三条殿が兼家の手に歸し、『栄花物語』の呼称も生じた、と考えれば理屈が合いそうだが、兼通の死と同時に兼家は右大将を止められ治部卿に遷つていいるから、「東三条の右大将」という時期はあり得なかつたことになつてしまう。

森田兼吉氏は『和泉式部日記論攷 第二』(1988)のなかで東三条殿の伝領者を良房、基経、忠平、(重明親

王)、実頼、伊尹、兼通のあとに兼家に伝領された、として、「おそらくは摂関家嫡流の公的な財産という性格を東三条院はもっていたのであり：略：」といつて、兼通のあとに頼忠に伝わらなかったのは例外、ということもいつている。

三条帝がどこで生まれたか、また兼家が日記に書かれている頃に東三条殿に移ったという記事はないかと探してはみたのだが見つけることはできなかった。が、調べてみた感觸では従来のおりに日記にみられる新邸が東三条殿で、時姫は東三条殿に迎えられた、という通説には再検の余地がありそうである。

#### 参考文献

- 蜻蛉日記 犬養廉校注 新潮日本古典集成 昭和五七年  
蜻蛉日記解釈大成 上村悦子 明治書院 昭和六二年  
王朝の映像 平安時代史の研究 角田文衛  
東京堂出版 昭和四五年  
栄花物語全注釈 松村博司 角川書店 昭和四四年  
寢殿造の研究 太田静六 吉川弘文館 昭和六二年  
和泉式部日記論攷 笠間叢書八五 森田兼吉  
笠間書院 昭和五二年  
和泉式部日記論攷第二 笠間叢書二一三 森田兼吉  
笠間書院 昭和六三年